

令和2年3月13日

社会医療法人 凌雲会

行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい職場環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 2020年4月1日から2023年3月31日まで
2. 内 容

目標：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。 男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること 女性職員・・・取得率90%以上にする

<対策>

- 令和2年8月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、役職者を対象とした研修の実施
- 令和2年5月 男性職員の配偶者が出産した場合、育児休業取得について説明できるパンフレットを作成する
- 随時 男性職員の配偶者が出産した場合、育児休業取得についてのパンフレットを配布、説明する